

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋(管理区域)地下2階において、非管理区域に送風している空調機設備の点検のため、同設備の送風機給気処理装置内の事前サーベイを実施した結果、約0.37ベクレル/cm <sup>2</sup> の汚染を確認したため、非管理区域側のサーベイを実施し汚染無しを確認及び原因について調査。	G	
2	2号機	非常用ガス処理系放射線モニタサンプリングラックにおいて、フィルタ交換時、バイパス入口弁に不具合(開方向に回すとグランド部がゆるむ)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(24-33B)において、過度現象記録装置に「局部出力領域モニタ(24-33B)上限値逸脱」表示及び、「LPRM(局部出力領域モニタ)高」「APRM(平均出力領域モニタ)高」警報が発生したため、当該モニタをバイパス、電気特性試験を実施。	G	
4	3号機	ボール捕集器ピット海水ストームドレンサンプポンプ運転時、同ポンプに振動及び異音(ガタガタ音)が認められたため、当該ポンプを点検補修。	G	
5	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系冷却水供給配管水張り時、同系統配管圧力逃がし弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)海水出口弁操作時、駆動部に異音が認められたため確認したところ、ギア歯に損傷が認められたため、当該駆動部を点検及びギアを交換。	G	
7	4号機	直流125Vパワーセンタ(4B)点検時、過電流保護装置用カバーのパッキン劣化が認められたため、当該パッキンを交換。	G	
8	4号機	湿分分離器(A)ドレンタンク加熱器側水位調節弁点検時、ポジションナーベローズ部に空気漏れ(カニ泡程度)が認められたため、当該ガスケットを交換。	G	
9	4号機	タービン補機冷却系統水張り時、主タービン油冷却器(A)出入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	4号機	直流125Vパワーセンタ(4A)点検時、過電流保護装置用カバーのパッキン劣化が認められたため、当該パッキンを交換。	G	
11	4号機	海水系熱交換器建屋2階(北側)足場上でサポート溶接部をグラインダーによるミガキ作業時、近傍火災報知器の発報が認められたため、当該火災報知器にダストカバーを取付け。	G	
12	3.4号廃棄物処理設備	焼却灰充填ドラム缶交換作業時、灰ドラム移送台車に動作不良(停止位置より手前に停止)が認められたため、当該移送台車を点検補修。	G	